

項目	内容	具体的内容										
方針	<p>○ 我社の輸送の安全に対する基本的な方針</p> <p>1. 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要である。という意識を徹底させ、その実現の為、経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、絶えず安全性の向上を図る。</p> <p>2. 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。</p>	<p>1. ・社長又は事業所長が安全会議等で『安全が何よりも優先する』ことを全ドライバー及び所員に知らしめる。</p> <p>・運行管理者は、その使命のもと乗務員に対し、キメ細かい安全指導を行う。</p> <p>・運行管理者は、事故、トラブル発生時は、その原因と防止対策を講じ、全乗務員に徹底させる。</p> <p>2. ・年1回以上(輸送安全会議での評価をした後に公表する。)</p>										
目標	<p>○ 目標</p> <p>1. 車両事故の削減目標</p> <table border="0"> <tr> <td>・重大事故</td> <td>0件(前年0件)</td> </tr> <tr> <td>・人身事故</td> <td>0件(前年0件)</td> </tr> <tr> <td>・物損事故</td> <td>0件(前年6件)</td> </tr> </table> <p>2. 輸送の安全に関する投資額</p> <table border="0"> <tr> <td>・2021年度</td> <td>予算額 200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(安全機器経費、SAS検査、適性検査等)</td> </tr> </table>	・重大事故	0件(前年0件)	・人身事故	0件(前年0件)	・物損事故	0件(前年6件)	・2021年度	予算額 200万円		(安全機器経費、SAS検査、適性検査等)	<p>1. ・重大事故、人身事故、物損事故は何れも0件を目標とする。</p> <p>・追突事故防止⇒だろろ運転から危険予知運転への啓蒙、指導</p> <p>・物損事故の定義は、構内、車庫内、道路上の事故を対象とし、製品事故並びに備車は含まない。</p> <p>2. ・投資計画</p> <p>①デジタルタコグラフ並びに解析ソフト導入による安全機器の賃借料及び保守修繕費等</p> <p>②SAS検査の完全実施と治療指導</p> <p>③アルコールチェッカーの保守・管理</p> <p>④バックアイカメラの装着</p>
・重大事故	0件(前年0件)											
・人身事故	0件(前年0件)											
・物損事故	0件(前年6件)											
・2021年度	予算額 200万円											
	(安全機器経費、SAS検査、適性検査等)											
計画	<p>1. 安全意識の高揚と自社並びに他社の事故事例を基に事故要因を分析・検討し、輸送の安全に関する情報を共有するために定例安全会議を毎月1回、定期的に開催し、また、必要に応じ適時開催する。</p> <p>2. 教育用ビデオを活用し、危険感受性の向上を図る。</p> <p>3. 健康診断の年2回の実施</p> <p>4. SAS(睡眠時無呼吸症候群)検査の受診</p> <p>5. 一般適性診断の実施</p> <p>6. 年末年始車両総点検の実施</p> <p>7. 計画に基づいた教育を実施する。</p> <p>8. 飲酒運転の防止</p> <p>9. 公的行事等を計画する。</p> <p>①春の全国交通安全運動(4月6日～15日)</p> <p>②秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)</p> <p>③全国安全週間(準備期間6月、実施7月1日～7日)</p> <p>④全国労働衛生週間(準備期間9月、実施10月1日～7日)</p> <p>⑤年末年始安全総点検(12月10日～1月10日)</p> <p>10. その他</p>	<p>1. ・毎回、経営トップも参加し、「安全が全てに優先する。」ことを全従業員に周知浸透させる。</p> <p>2. ・継続して実施する。</p> <p>3. ・年2回の実施(春・秋)を今年も継続する。</p> <p>・特に、問題のある高血圧者に対する指導を行う。</p> <p>4. ・全乗務員の完全実施と治療指導を行う。(SAS取扱規定による)</p> <p>5. ・適性診断用PCにて実施。</p> <p>6. ・継続して実施する。</p> <p>7. ・年間事故防止計画及び国交省告示の「事業者がドライバーに対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づく12項目について指導する。</p> <p>8. ・飲酒運転が及ぼす社会的責任と影響について指導する。</p> <p>・点呼時に於けるアルコール検知器によるアルコールチェックを実施する。又、定期的に検知器の機能検査を実施する。</p> <p>9. ・各事業所で計画を作成し、実施結果を本社宛に報告しチェックする。</p> <p>10. ・外部研修会に積極的に参加し、得た知識を共有する。</p>										
安全マネジメントの的確な実施	<p>1. 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に推進する。</p> <p>2. 下請事業者の安全マネジメントを阻害することなく、可能な限り協力する。</p>	<p>1. ・評価及び改善は輸送安全会議等で年1回以上行う。</p> <p>・協力会社管理者にも研修会、安全会議に参加して貰う。</p> <p>2. ・協力会社の安全マネジメントについて、何らかの依頼があった場合は、可能な限り協力する</p>										
事故発生時の改善策	<p>1. 重大事故は勿論、人身事故、物損事故の発生及び悪質交通違反の取締り等を受けた場合、速やかに、原因を分析し、改善策を立て、全社的に教育・研修を実施し、再発防止を図る。</p>	<p>1. ・大型車の事故による相手車、社会に与える影響について重ねて教育する。</p> <p>・事故惹起者は事故者対象適性診断を受診させる。</p>										
情報公開	<p>1. 当社は、安全マネジメントの実実施計画並びに実施結果について、当社ホームページに公開する。</p> <p>2. 当社は、輸送の安全に係わる処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき実施した措置及び講じようとする措置内容を遅滞なく当社ホームページ上に公表する。</p>	<p>1, 2. ・社外向けに、ホームページに掲載する。</p> <p>・社内向けに、ドライバー控室、事務所に掲載する。</p> <p>・公表期間</p> <p>①次年度の情報の公表を行うまでの期間</p> <p>②当該行政処分を受けた日から3年間</p>										
記録の管理	<p>1. 安全マネジメントの実実施状況が分かるように記録、保存する。</p>	<p>1. ・安全管理規定第十九条(輸送の安全に関する記録の管理等)に基づく。</p> <p>・年度毎にファイルに纏め、本社業務部にて5年間保存</p>										